

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年6月17日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

3件

國民年金關係

3件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第2300584号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第2400008号

第1 結論

平成19年7月から平成20年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成19年7月から平成20年6月まで

私は、これまで19回に渡り請求期間に係る国民年金保険料の納付記録の訂正を求めてきたが、国が管理する記録が正しいと判断され、不訂正とされてきた。請求期間の国民年金保険料をきちんと納めてきたことは間違いないので、再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間について、過去に19回の訂正請求を行っており、納付方法等については、一部主張を変えているものの、請求期間を含め20歳になった平成2年*月から、国民年金保険料を送られてきた納付書を使って毎月納付していた旨陳述しているところ、オンライン記録によると、平成14年10月11日の国民年金被保険者資格取得及び平成20年7月1日の同資格喪失が平成21年2月13日に処理されていることが確認できることから、当該処理時点まで請求期間を含む平成14年10月から平成20年6月までは、国民年金の未加入とされ、納付書が発行されることなく、国民年金保険料を納付することはできないことなどから、年金記録の訂正是必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、前回の決定を不服として、20回目の訂正請求を行っているものの、請求者から新たな資料等の提出はなく、請求期間の国民年金保険料の納付に関して当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第2300666号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第2400009号

第1 結論

平成14年10月から平成18年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成14年10月から平成18年12月まで

私は、これまで20回に渡り請求期間に係る国民年金保険料の納付記録の訂正を求めてきたが、国が管理する記録が正しいと判断され、不訂正とされてきた。請求期間の国民年金保険料をきちんと納めてきたことは間違いないので、再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間について、過去に20回の訂正請求を行っており、納付方法等については、一部主張を変えているものの、請求期間を含め20歳になった平成2年*月から、国民年金保険料を送られてきた納付書を使って毎月納付していた旨陳述しているところ、オンライン記録によると、平成14年10月11日の国民年金被保険者資格取得及び平成20年7月1日の同資格喪失が平成21年2月13日に処理されていることが確認できることから、当該処理時点まで請求期間を含む平成14年10月から平成20年6月までは、国民年金の未加入とされ、納付書が発行されることなく、国民年金保険料を納付することはできないことなどから、年金記録の訂正是必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、前回の決定を不服として、21回目の訂正請求を行っているものの、請求者から新たな資料等の提出はなく、請求期間の国民年金保険料の納付に関して当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2300763 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2400010 号

第1 結論

平成2年11月から平成3年7月までの請求期間及び平成4年4月から平成6年3月までの請求期間について、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成2年11月から平成3年7月まで
② 平成4年4月から平成6年3月まで

請求期間①の国民年金保険料については、毎月、私が勤務していた事業所の経営者の配偶者に納付書と一緒に渡し、当該配偶者が事業所に出入りしていたA銀行（現在は、B銀行）の職員に納付を依頼していた。

また、請求期間②の国民年金保険料については、平成6年に私と私の妻の平成4年度及び平成5年度の納付書が届いたことから、私の妻がC市役所のD出張所で二人分をまとめて納付した。

請求期間①及び②が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、当時、勤務していた事業所の経営者の配偶者に国民年金保険料と納付書を渡し、当該配偶者が事業所に出入りしていたA銀行の職員に納付を依頼していた旨主張している。

しかしながら、請求者は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、請求者が保険料と納付書を渡していたとする経営者の配偶者は、高齢のため証言を得ることができないことから、請求期間①に係る国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、B銀行の事務担当者は、請求期間①当時、職員が国民年金保険料納付の依頼を受けることはあったものの、請求期間①に係る資料は保管していない旨陳述している。

さらに、請求者が請求期間①において住民登録をしていたとするE市は、保存期限経過のため、当該期間の国民年金保険料の納付状況を確認できる資料は保存していない旨回答している。

2 請求期間②について、請求者は、当該期間の国民年金保険料について、平成6年に請求者と請求者の妻の平成4年度及び平成5年度の納付書が届いたことから、請求者の妻がC市役所のD出張所で二人分をまとめて納付した旨主張している。

しかしながら、請求者及び請求者の妻は、請求期間②に係る国民年金保険料の具体的な納付時期は覚えていない旨陳述している上、C市は、同市において過年度分の保険料は納付することはできない旨回答していることから、請求者及び請求者の妻の2年分の保険料をまとめて納付したとする主張は、当時の国民年金の保険料納付に係る取扱いとは一致しない。

また、オンライン記録によると、一緒に納付したとする請求者の妻も、請求期間②は未納と記録されていることが確認できる。

さらに、請求者が請求期間②において住民登録をしていたC市は、保存期限経過のため、当該期間の国民年金保険料の納付状況を確認できる資料は保存していない旨回答している。

3 社会保険オンラインシステムにおける氏名検索により調査したが、請求者に「*」とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。